

掛川市条例第6号

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例

(掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

第1条 掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後				
<p>(保育料)</p> <p>第2条 保育料の額は、次の各号に掲げる保育料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 幼稚園保育料 <u>別表に定める額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、月の途中における<u>入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係る幼稚園保育料並びに同項第2号ア及びウに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）</u>の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月の途中における<u>入園又は開始の場合 前項第1号に掲げる幼稚園保育料の額又は前項第2号アに掲げる預かり保育料の額（次号において「基準額」という。）に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）</u></p> <p>(2) 月の途中における<u>退園又は中止の場合 基準額</u>に退園日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;"><u>税額等による階層区分</u></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>幼稚園保育料の額</u> (月額)</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </table>	<u>税額等による階層区分</u>	<u>幼稚園保育料の額</u> (月額)			<p>(保育料)</p> <p>第2条 保育料の額は、次の各号に掲げる保育料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 幼稚園保育料 <u>0円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、月の途中における開始又は中止に係る同項第2号ア及びウに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月の途中における開始の場合 <u>前項第2号ア及びウに掲げる預かり保育料の額（次号において「基準額」という。）に開始日から当該開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）</u></p> <p>(2) 月の途中における中止の場合 <u>基準額</u>に中止日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額</p>
<u>税額等による階層区分</u>	<u>幼稚園保育料の額</u> (月額)				

第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	1,000円	
第3	園児の保護者が養育里親等である世帯又は市民税均等割の課税世帯であって市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	2,000円	
第4	市民税均等割の課税世帯で	1円以上16,200円未満	6,000円
第5	あって、市民税所得割の額	16,200円以上32,400円未満	7,000円
第6	が右の区分に該当する世帯	32,400円以上48,600円未満	8,000円
第7	（第1階層を除く。）	48,600円以上77,101円未満	11,000円
第8		77,101円以上145,000円未満	13,000円
第9		145,000円以上211,200円未満	15,000円
第10		211,200円以上301,000円未満	17,000円
第11		301,000円以上397,000円未満	18,000円
第12		397,000円以上	19,000円

備考

1 この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算に

においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

2 この表において「養育里親等」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。

3 幼稚園保育料の額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。

4 園児の属する世帯が第2階層又は第3階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）に該当する園児のうち最年長者以外の園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

5 第4階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合における幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

ア 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長者に該当する園児	幼稚園保育料の額の月額
イ 当該世帯に属する特定被監護者等のうち、次年長者に該当する園児	幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ その他の園児	0円

6 園児の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、最年長者に該当する園児にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の園児にあつては無料とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1

項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に園児を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると教育委員会が認めた世帯

階層区分	幼稚園保育料の金額
第2	0円
第3	0円
第4	3,000円
第5	3,000円
第6	3,000円
第7	3,000円

7 第8階層から第12階層までのいずれかに該当する世帯に園児が2人以上いる場合又は低学年児（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学する児童をいう。以下同じ。）がいる場合における当該園児に係る幼稚園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

ア 低学年児を有する世帯	(ア) 1人の低学年児を有する世帯	最年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
		最年長以外の園児については、0円
	(イ) 2人以上の低学年児を有する世帯	0円
イ 低学年児を有しない世帯のうち、2人以上の園児を有する世帯		最年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額
		次年長の園児については、幼稚園保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
		その他の園児については、0円

8 保育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもをいう。）のうち同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける園児に係る幼稚園保育料の額を算定する場合には、備考7の規定は適用せず、掛川市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年掛川市条例第6号）別表備考9の定めるところによる。

（掛川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 掛川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年掛川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第2条 法第34条第2項の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</u>に規定する基準とする。</p>	<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第2条 法第34条第2項の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（令和元年内閣府令第8号）</u>に規定する基準とする。</p>

(掛川市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 掛川市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年掛川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保育料の納付)</p> <p>第7条 こども園に入園した子ども（以下「園児」という。）の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1) こども園保育料 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 教育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）<u>掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）別表（以下「幼稚園別表」という。）に定める額</u></p> <p>イ 保育認定子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小</p>	<p>(保育料の納付)</p> <p>第7条 こども園に入園した子ども（以下「園児」という。）の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1) こども園保育料 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 教育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）<u>0円</u></p> <p>イ 保育認定子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小</p>

学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 別表に定める額

(2)・(3) (略)

2 前項第1号イの規定にかかわらず、保育認定子どものうち子ども・子育て支援法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける園児に係るこども園保育料の額は、幼稚園別表に定める額とする。

3 前項の規定により、こども園保育料の額を算定する場合には、幼稚園別表備考7の規定は適用せず、別表備考9の定めるところによる。

4 第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定にかかわらず、月の途中における入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係るこども園保育料及び第1項第2号アに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育認定子ども（第2項の規定の適用を受ける者を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における入園又は開始の場合
第1項第1号アに掲げるこども園保育料の額又は同項第2号アに掲げる預かり保育料の額（イにおいて「基準額」という。）に入園又は開始日から当該入園又は開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。）

イ 月の途中における退園又は中止の場合
基準額に退園又は中止日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額

(2) 保育認定子ども（第2項の規定の適用を受

学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 満3歳以上の保育認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある保育認定子どもを除く。） 0円

(イ) 満3歳未満の保育認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある保育認定子どもを含む。） 別表に定める額

(2)・(3) (略)

2 前項第1号イ(イ)の規定にかかわらず、保育認定子どものうち子ども・子育て支援法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける園児に係るこども園保育料の額は、0円とする。

3 第1項第1号イ(イ)及び同項第2号の規定にかかわらず、月の途中における入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係るこども園保育料及び同項第2号アに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育認定子ども（前項の規定の適用を受ける者を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における開始の場合 第1項第2号アに掲げる預かり保育料の額（イにおいて「基準額」という。）に開始日から当該開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。）

イ 月の途中における中止の場合 基準額に中止日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額

(2) 保育認定子ども（第2項の規定の適用を受

ける者を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における入園の場合 別表に定める額に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数(25日を超える場合は、25日)を乗じて得た額を25で除して得た額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。)

イ 月の途中における退園の場合 別表に定める額に退園日の前日までの開園日数(25日を超える場合は、25日)を乗じて得た額を25で除して得た額

別表(第7条関係)

各月初日の園児の属する世帯の階層区分			こども園保育料の額(月額)			
			第3号認定		第2号認定	
			0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児
第1	(略)	(略)	0円	0円	0円	0円
		(略)	0円	0円	0円	0円
第2	(略)	(略)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		(略)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
第3	(略)	(略)	9,000円	8,000円	6,000円	6,000円
		(略)	8,900円	7,900円	5,900円	5,900円
第4	(略)	(略)	11,000円	10,000円	8,000円	8,000円
		(略)	10,900円	9,900円	7,900円	7,900円
第5	(略)	(略)	12,000円	11,000円	9,000円	9,000円
		(略)	11,800円	10,900円	8,900円	8,900円
第6	(略)	(略)	13,000円	12,000円	9,500円	9,500円
		(略)	12,800円	11,800円	9,400円	9,400円
第7	(略)	(略)	19,000円	17,000円	14,000円	13,000円
		(略)	18,700円	16,800円	13,800円	12,800円
第8	(略)	(略)	19,000円	17,000円	14,000円	13,000円
		(略)	18,700円	16,800円	13,800円	12,800円

ける者を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における入園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数(25日を超える場合は、25日)を乗じて得た額を25で除して得た額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。)

イ 月の途中における退園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に退園日の前日までの開園日数(25日を超える場合は、25日)を乗じて得た額を25で除して得た額

別表(第7条関係)

各月初日の園児の属する世帯の階層区分			こども園保育料の額(月額)	
			0歳児	1歳児又は2歳児
第1	(略)	(略)	0円	0円
		(略)	0円	0円
第2	(略)	(略)	0円	0円
		(略)	0円	0円
第3	(略)	(略)	9,000円	8,000円
		(略)	8,900円	7,900円
第4	(略)	(略)	11,000円	10,000円
		(略)	10,900円	9,900円
第5	(略)	(略)	12,000円	11,000円
		(略)	11,800円	10,900円
第6	(略)	(略)	13,000円	12,000円
		(略)	12,800円	11,800円
第7	(略)	(略)	19,000円	17,000円
		(略)	18,700円	16,800円
第8	(略)	(略)	19,000円	17,000円
		(略)	18,700円	16,800円

第9	(略)	(略)	22,000円	20,000円	<u>16,000円</u>	<u>15,000円</u>
		(略)	21,700円	19,700円	<u>15,800円</u>	<u>14,800円</u>
第10	(略)	(略)	31,000円	28,000円	<u>22,000円</u>	<u>19,000円</u>
		(略)	30,500円	27,600円	<u>21,700円</u>	<u>18,700円</u>
第11	(略)	(略)	35,000円	32,000円	<u>25,000円</u>	<u>22,000円</u>
		(略)	34,500円	31,500円	<u>24,600円</u>	<u>21,700円</u>
第12	(略)	(略)	37,000円	34,000円	<u>25,000円</u>	<u>22,000円</u>
		(略)	36,400円	33,500円	<u>24,600円</u>	<u>21,700円</u>
第13	(略)	(略)	44,000円	40,000円	<u>29,000円</u>	<u>25,000円</u>
		(略)	43,300円	39,400円	<u>28,600円</u>	<u>24,600円</u>
第14	(略)	(略)	46,000円	42,000円	<u>29,000円</u>	<u>25,000円</u>
		(略)	45,300円	41,300円	<u>28,600円</u>	<u>24,600円</u>
第15	(略)	(略)	48,000円	44,000円	<u>31,000円</u>	<u>26,000円</u>
		(略)	47,200円	43,300円	<u>30,500円</u>	<u>25,600円</u>
第16	(略)	(略)	53,000円	48,000円	<u>31,000円</u>	<u>26,000円</u>
		(略)	52,100円	47,200円	<u>30,500円</u>	<u>25,600円</u>
第17	(略)	(略)	57,000円	52,000円	<u>31,000円</u>	<u>26,000円</u>
		(略)	56,100円	51,200円	<u>30,500円</u>	<u>25,600円</u>
第18	(略)	(略)	61,000円	55,000円	<u>35,000円</u>	<u>28,000円</u>
		(略)	60,000円	54,100円	<u>34,500円</u>	<u>27,600円</u>
第19	(略)	(略)	64,000円	58,000円	<u>35,000円</u>	<u>28,000円</u>
		(略)	63,000円	57,100円	<u>34,500円</u>	<u>27,600円</u>
第20	(略)	(略)	67,000円	61,000円	<u>35,000円</u>	<u>28,000円</u>
		(略)	65,900円	60,000円	<u>34,500円</u>	<u>27,600円</u>
第21	(略)	(略)	70,000円	64,000円	<u>37,000円</u>	<u>30,000円</u>
		(略)	68,900円	63,000円	<u>36,400円</u>	<u>29,500円</u>

備考

- 1 この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第

第9	(略)	(略)	22,000円	20,000円
		(略)	21,700円	19,700円
第10	(略)	(略)	31,000円	28,000円
		(略)	30,500円	27,600円
第11	(略)	(略)	35,000円	32,000円
		(略)	34,500円	31,500円
第12	(略)	(略)	37,000円	34,000円
		(略)	36,400円	33,500円
第13	(略)	(略)	44,000円	40,000円
		(略)	43,300円	39,400円
第14	(略)	(略)	46,000円	42,000円
		(略)	45,300円	41,300円
第15	(略)	(略)	48,000円	44,000円
		(略)	47,200円	43,300円
第16	(略)	(略)	53,000円	48,000円
		(略)	52,100円	47,200円
第17	(略)	(略)	57,000円	52,000円
		(略)	56,100円	51,200円
第18	(略)	(略)	61,000円	55,000円
		(略)	60,000円	54,100円
第19	(略)	(略)	64,000円	58,000円
		(略)	63,000円	57,100円
第20	(略)	(略)	67,000円	61,000円
		(略)	65,900円	60,000円
第21	(略)	(略)	70,000円	64,000円
		(略)	68,900円	63,000円

備考

- 1 この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第

2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

2 (略)

3 この表において「第2号認定」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する園児に係る支給認定（同法第20条第4項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）をいい、「第3号認定」とは、同法第19条第1項第3号に該当する園児に係る支給認定をいう。

4 この表において「0歳児」、「1歳児」、「2歳児」、「3歳児」、「4歳児」又は「5歳児」とは、こども園に入園した日の属する年度の4月1日（前年度から継続してこども園に入園している場合にあつては、当該年度の4月1日）における年齢が、それぞれ0歳、1歳、2歳、3歳、4歳又は5歳である園児をいう。

5 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。

6 園児の属する世帯が第2階層に該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）に該当する園児のうち最年長者以外の園児に係るこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

7 第3階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

2 (略)

3 この表において「0歳児」、「1歳児」又は「2歳児」とは、こども園に入園した日の属する年度の4月1日（前年度から継続してこども園に入園している場合にあつては、当該年度の4月1日）における年齢が、それぞれ0歳、1歳又は2歳である園児をいう。

4 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。

5 第3階層から第7階層までのいずれかに該当する世帯に特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(略)

8 園児の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する園児に係るこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、最年長者に該当する園児にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の園児にあつては無料とする。

(1)～(3) (略)

階層区分		こども園保育料の金額			
		第3号認定		第2号認定	
		0歳児	1歳児 又は2歳児	3歳児	4歳児 又は5歳児
第2	(略)	0円	0円	0円	0円
	(略)	0円	0円	0円	0円
第3	(略)	4,500円	4,000円	3,000円	3,000円
	(略)	4,450円	3,950円	2,950円	2,950円
第4	(略)	5,500円	5,000円	4,000円	4,000円
	(略)	5,450円	4,950円	3,950円	3,950円
第5	(略)	6,000円	5,500円	4,500円	4,500円
	(略)	5,900円	5,450円	4,450円	4,450円
第6	(略)	6,500円	6,000円	4,750円	4,750円
	(略)	6,400円	5,900円	4,700円	4,700円
第7	(略)	9,000円	8,500円	6,000円	6,000円
	(略)	8,900円	8,400円	5,900円	5,900円
第8	(略)	9,000円	8,500円	6,000円	6,000円
	(略)	8,900円	8,400円	5,900円	5,900円

9 第8階層から第21階層までのいずれかに該当する世帯に園児が2人以上いる場合又は園児以外に幼稚園等(次に掲げる施設をいう。以下同じ。)に通い、家庭的保育事業等(児童

(略)

6 園児の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層のいずれかに該当する場合における当該世帯に属する特定被監護者等に該当する園児に係るこども園保育料の額は、この表の規定にかかわらず、最年長者に該当する園児にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とし、最年長者以外の園児にあつては無料とする。

(1)～(3) (略)

階層区分		こども園保育料の金額(月額)	
		0歳児	1歳児又は2歳児
第2	(略)	0円	0円
	(略)	0円	0円
第3	(略)	4,500円	4,000円
	(略)	4,450円	3,950円
第4	(略)	5,500円	5,000円
	(略)	5,450円	4,950円
第5	(略)	6,000円	5,500円
	(略)	5,900円	5,450円
第6	(略)	6,500円	6,000円
	(略)	6,400円	5,900円
第7	(略)	9,000円	8,500円
	(略)	8,900円	8,400円
第8	(略)	9,000円	8,500円
	(略)	8,900円	8,400円

7 第8階層から第21階層までのいずれかに該当する世帯に園児が2人以上いる場合又は園児以外に負担額算定基準子ども(令第13条第2項の負担額算定基準子どもをいう。以下同

福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下同じ。)による保育を受け、若しくは児童発達支援(同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)若しくは医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)を利用する小学校就学前子どもがいる場合における当該園児に係るこども園保育料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部
- (4) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部

ア <u>園児又は幼稚園等に通り、家庭的保育事業等による保育を受け、若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する小学校就学前子ども(以下「園児等」という。)</u> で、その出生の最も早いもの	(略)
(略)	

じ。)がいる場合における当該園児に係るこども園保育料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

ア <u>園児等(園児及び負担額算定子どもをいう。以下同じ。)</u> のうち、その出生の最も早いもの	(略)
(略)	

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の掛川市立幼保連携型認定こども園条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

